

令和 5 年度

社会福祉法人遠軽町社会福祉協議会

事 業 計 画 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 至 令和 6 年 3 月 31 日)

社会福祉法人 遠軽町社会福祉協議会

令和5年度　社会福祉法人遠軽町社会福祉協議会事業計画

日本の経済は、コロナ禍からの社会活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰など経済環境は、厳しさが増しています。

今後は、行動制限の緩和化により、諸外国からの観光客の増加や、日本各地で行われるイベント等の開催により、経済効果が上向きになり、景気が持ち直していくことを期待するところです。

このことは、地方経済にも影響を与えることとなり、地方の課題である人口減少と少子高齢化による地域経済の縮小が、更に、進行することが予想され、地域の医療、福祉介護をどう守るかが大きな課題であります。

少子高齢化の進展により、孤立や経済的困窮など様々な社会的課題が増えてきており、住民相互の「つながり」や課題を地域のなかで受け止め、地域で解決する体制づくりが重要となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域においての活動も鈍くなっているのが現状です。

当町においても、高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築により「介護予防・日常生活支援総合事業」の生活支援サービスを提供しており、また、「認知症初期集中支援チーム」も「地域包括支援センター」が窓口となり、新型コロナウイルスの感染予防しながら、町と連携のもと事業の推進が図られています。

当協議会も、一人暮らしの高齢者の孤立や生活不安を解消するために、住み慣れた地域の住民による見守りやサロン等の地域福祉活動を支援しています。

昨年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響で地域での活動もままならぬ状況でしたが、行動制限が緩和されることにより、活動が再開されます。

当協議会の法人運営及び独自サービス事業等につきましては、コロナ禍前の活動に近づけるように、令和4年3月に策定した第5期地域福祉実践計画に基づき進めて参ります。

本年度は、コロナ禍による行動制限が緩和される中で、本来の社会福祉協議会が持つ地域福祉活動が展開できるように、役職員及び職員が一丸となって事業を推進するとともに、行政、住民組織、民生委員児童委員、福祉医療関係機関及びボランティア組織等の協力を得て連携を図りながら、当協議会の基本目標とする『ともに支えあう安心・安全・福祉のまちづくり』を目指して参ります。

基本目標

『ともに支えあう安心・安全・福祉のまちづくり』

基本計画

- (1) みんなで支えあう地域づくり
- (2) 住民に信頼される良質な福祉サービスの提供
- (3) 安心・安全のまちづくりの推進
- (4) 地域に求められる社協づくり

基本計画と実践項目

基本計画 1) みんなで支えあう地域づくり

地域福祉の推進は、住民がお互いに協力し、支えあって行くことが不可欠です。

子どもから高齢者までが住みなれた地域で生活していくために、自治会、ボランティア、及び関係機関と連携しながら、「ふれあい」、「支えあい」の活動を支援するとともに、住民相互の支えあいによる共生社会の地域づくりを推進します

(1) 実践項目

①地域福祉事業

◇地域ふれあい事業

- ・ふれあいを大切にしながら、高齢者等が住みなれた地域で安心して生活できるよう手助けをし、介護予防を推進するため、現在、遠軽地区にある中央サロン・西地域、南町第二、及び生田原、丸瀬布、白滝地区のサロン活動を充実させ推進します。
- ・自主運営のサロン活動が、地域で継続して行えるよう支援し活動を推進します。
- ・生田原地区において社協が主体で運営しているカフェ事業も、コロナ禍の影響、及び会場等の変更により、活動が中断した状態になっていましたが、カフェ事業の内容や開催場所を見直し、開催します。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、サロン等の交流活動が思うようにできない期間もあり、休止しているところもありますが、コロナ禍による行動制限も緩和されますので、再開の際は、全力で支援をします。

◇小地域ネットワーク事業

- ・高齢者等が住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりのために、各自治会においては、コロナ禍で活動も制限されておりましたが、一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯等の見守り、声かけを実践しており、その活動を支援します。
- ・新規に活動を始める自治会を発掘し、活動を支援します。

◇ふれあい広場等開催事業

- ・地域住民と障がい者、高齢者及び子どもたちがふれあい交流を通して、相互間の理解を深めるための事業です。
- ・コロナ禍の影響で3年連続開催できませんでしたが、コロナ禍による行動制限が緩和されますので、今年度より事業を再開します。

◇高齢者ゲートボール大会事業

- ・町内各地域の高齢者がゲートボールを通して相互に交流を深めるとともに、運動を通して健康増進を図るために大会を開催します。

◇カレンダーリサイクル広場事業

- ・家庭や企業で使われないカレンダー等（当年）を寄贈していただき、安価で販売し、収益を地域福祉事業に役立てます。
- ・地域住民が自由に語らい、参加者が相互に交流を図り、福祉に対する理解を深めるため開催します。
- ・コロナ禍の影響で昨年度は開催できませんでしたが、コロナ禍による行動制限が緩和されますので、今年度より事業を再開します。

◇障がい者ふれあい交流事業（障がい者パークゴルフ交流会）

- ・障がい者と地域住民がパークゴルフを通して交流し、互いに理解を深めるため、地域住民と協力しながら事業を行います。

◇高齢者ふれあい交流事業

- ・高齢者の閉じこもりを防止するため、地域において交流会を開催していますが、コロナ禍の影響で、活動が制限されていましたが、コロナ禍による行動制限が緩和されますので、今年度より事業を再開します。
- ・高齢者ふれあい交流会（生田原地区年2回開催・白滝地区年2回開催）事業を予定しています。
- ・ふれあいもちつき（白滝地区）事業を予定しています。

- ・課外サロン、外出ツアー（丸瀬布地区年2回開催・白滝地区年1回開催）を予定しています。

◇異世代交流事業

- ・次世代に日本文化の伝承を目的として、昔の遊び等を通して小学生児童と高齢者が交流を図るため、生田原小学校と安国小学校を会場に、生田原しらかば大学の協力を得て、異世代交流会を開催します。
- ・コロナ禍の影響で、3年続けて開催が中止となりましたが、コロナ禍による行動制限が緩和されますので、今年度より事業を再開します。

◇福祉総合相談事業

- ・福祉総合相談所を開設（遠軽地区は毎週火曜日）し、地域住民の様々な相談に応じます。
- ・生田原、丸瀬布及び白滝の3地区の事務所においても、随時相談に応じます。（来所・電話相談等）

◇各種福祉団体の活動支援

◎各種福祉団体等の活動に対して支援協力、財政支援を行います。

- ・遠軽町老人クラブ連合会
- ・遠軽町内単位老人クラブ（11クラブ）
- ・身体障がい者福祉協会遠軽分会
- ・遠軽ことばを育てる親の会
- ・NPO法人さわやか
- ・NPO法人遠軽町手をつなぐ育成会かたつむりの会
- ・遠軽町子ども会育成連合会
- ・遠軽町遺族会
- ・北海道難病連遠軽支部
- ・遠軽町民生委員児童委員協議会

②ボランティア活動及び福祉教育の推進

福祉のまちづくりのためには、住民の参加協力による福祉活動が不可欠であり、ボランティアと連携協働を図りながら、福祉による地域づくりを進めなければなりません。

そのためには、次代を担う子どもたちに关心をもってもらうため、学校とも連携を深め、学校教育を通した各種福祉体験学習やボランティア体験教室を実施します。

また、一般住民に対しては、災害ボランティア研修講座、その他各種ボランティア講座を開催し、ボランティアの養成と育成を図り、ボランティア活動の推進を強化していきます。

更に、ボランティアセンターに登録のあるボランティアと協働し、高齢者や障がい者をサポートする事業に取り組みます。

◇ボランティアセンター活動の充実

- ・地区ボランティアステーションの活動の促進を図ります。
- ・ボランティア団体、個人等の登録活動を促進し、ボランティアの確保を図ります。
- ・高齢者等在宅生活サポート事業を行い高齢者等の日常生活の支援を行います。

◇ボランティア活動の発信

- ・遠軽町内におけるボランティア活動の情報を住民に提供するため、ホームページの活用や、社協だよりの（年6回）に併せてボランティア活動の記事を掲載し、住民に発信し理解と協力の意識啓発に取組みます。

◇ボランティア活動保険への加入促進

- ・ボランティアをする方が安心して活動ができるよう、また、万が一の事故に備えボランティア活動保険への加入を促進します。

◇ボランティア養成講座等の開催

◎ボランティア講座

[一般住民を対象とした入門講座（初級編）]

- ・ボランティア体験講座（小・中・高校生対象）
- ・施設、病院等のボランティア養成講座への協力

◇ボランティア実践者講座

- ・既にボランティア活動に取り組んでいる方を対象に、ボランティアに関する意識向上を図るために開催します。

[ボランティア実践者、各種講座受講者等を対象としたフォローアップ講座（実践編）]

◇災害救援研修会の開催

- ・予測できない自然災害に備えて、災害時に行う炊出し訓練、災害時の対応などを町が隔年で行う総合防災訓練のなかで実施します。
- ・予測できない自然災害に備えて、実際に被災した場合や被災支援者となった場合に対応できる事例を用いながら、災害ボランティアセンターの設置等について学習します。

◇児童・生徒ボランティア活動普及事業（活動費助成）

- ・将来の担い手となる青少年を育成するために、町内の各学校をボランティア活動協力校として指定し、ボランティアの養成をします。

- ・町社協指定（15校）

遠軽小学校、遠軽東小学校、遠軽南小学校、生田原小学校、安国小学校、丸瀬布小学校、白滝小学校、遠軽中学校、遠軽南中学校、生田原中学校、安国中学校、丸瀬布中学校、白滝中学校、北海道紋別養護学校ひまわり学園分校、遠軽高等学校（定時制）

◇青少年ボランティア活動推進事業（活動費助成）

- ・将来の担い手となる青少年を育成するために、青少年ボランティア活動実践団体として指定し、ボランティアの養成をします。
- ・北光学園ボランティアサークル

◇各学校における福祉学習の支援

- ・町内の各学校に出向き「総合的な学習の時間」等で福祉についての学習を支援します。
- ・多くの学校で福祉の学習に取り組まれるよう、福祉学習メニュー（体験編・講義編）を作成及び配付し、学校と協力して福祉教育を推進します。

基本計画と実践項目

基本計画2)	住民に信頼される良質な福祉サービスの提供
--------	----------------------

高齢者や障がい者（児）が住みなれた地域のなかで安心して日常生活を続けられるように、介護予防の施策を重視しながら、町の総合事業、介護保険事業及び障害者総合支援法のサービス、町の委託事業又は社協独自の福祉サービスを提供し、在宅で自立した生活が送られるよう努めます。

また、安全で質の高い福祉サービスが安定し継続して提供できることが大切であり、そのための体制整備を図ります。

（1）実践項目

①介護保険サービス事業

◇生活支援体制整備事業

- ・介護保険制度においては、地域住民の支えあいが重要視されており、その基盤整備や推進のためのしくみである「生活支援コーディネーター」を町からの委託を受け、積極的に取組みを推進していきます。また、町が設置する「協議体」とともに生活支援等サービスの体制整備に向けて協働しながら進めます。

◇町の総合事業

- ・遠軽町の総合事業、第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）、第1号通所事業（介護予防通所介護相当）に該当する事業対象者と要支援者の支援を行います。また、新たな総合事業の創出の検討や自治会等での事業創出にも協力して参ります。

◇介護職員の養成・支援

- ・安定した介護保険サービス事業を行うためには、介護に従事する職員が必要ですが、職員不足は全国的に深刻な現状となっています。その現状を解決するためには、介護職員を養成しなければならず、社協独自の支援での養成や関係機関の協力をもと人材を確保します。
- ・個々の介護支援専門員の資質向上を図るため設立され、当協議会の介護支援専門員も構成員となっている遠軽町ケアマネジャー連絡協議会を支援します。

◇居宅介護支援事業

- ・高齢者等が在宅で安心した生活が送れるよう、居宅介護支援によるケアマネジメントを行い支援します。
- ・要介護認定訪問調査受託事業を実施します。

◇訪問介護事業・第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）

- ・町内4地区、3事業所のサービスの充実を図るために、各地区の事業の検討を進め効率化を図ります。また、今後、更に、事業所の介護員の減少が予想されるので、事業所の統合も視野に入れ、事業の在り方、サービスの提供のあり方についても検討をして参ります。

◇通所介護事業・第1号通所事業（介護予防通所介護相当）

- ・デイサービスセンターのびやか（遠軽地区）、2か所の地域密着型デイサービス〔のびやか2条通（遠軽地区）・ほのぼの白滝（白滝地区）〕の事業所において、サービスの提供をします。

また、認知症高齢者の増加が予測されることから、機能強化を図りこれらに対応できる事業所として充実を図ります。

- ・デイサービスセンターのびやか（定員30名）
- ・デイサービスのびやか2条通（定員9名）
- ・デイサービスセンターほのぼの白滝（定員10名）

◇福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業

- ・要介護者が在宅で生活するために、必要とする福祉用具（車椅子、ベッド等）を貸与し、住み慣れた環境で生活ができるよう支援します。

◇福祉用具販売事業・介護予防福祉用具販売事業

- ・要介護者が、在宅で生活するために必要とする福祉用具（ポータブルトイレ、入浴用イス、入浴用手すり等）や一般介護用品（特殊ベッド、車いす、シルバーカー、杖、靴等）を購入し、在宅で生活ができるよう事業を行います。

◇住宅改修事業

- ・要介護者が、在宅で生活するために必要とする敷居の段差改修、玄関、トイレ、風呂、廊下、階段等に「手すり」の取り付け等を行い、居宅で生活ができるよう事業を行います。

◇認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業

(ぐるーぷほーむ春来 定員9名)

- ・認知症により、自立した生活が困難になった方が、住みなれた地域のなかで家庭的な雰囲気のもと共同生活ができるよう支援します。

◇小規模多機能型居宅介護事業・介護予防小規模多機能型居宅介護事業

(小規模多機能ほーむ きなり 登録定員24名)

- ・要介護状態の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していく手助けをするために、包括的なサービスの提供と地域に密着した施設運営のなかで支援します。

②障がい者総合支援サービス事業

◇居宅支援サービス事業

- ・障害者総合支援法による事業所指定を受け、障がい者の方へホームヘルパーを派遣し、自立した生活を営むことができるよう支援します。

◇生活支援サービス事業

- ・常時介護を必要とする障がい者に対して施設においてサービスを提供し、自立した生活を営むことができるよう支援します。

③町受託事業

◇配食サービス事業

- ・町の委託を受け、調理を行う事が困難な在宅の高齢者や、障がい者等に対して週2回を限度として、夕食を配食しながら安否確認などを行います。

◇外出支援サービス事業

- ・町の委託を受け、要支援の高齢者又は重度の障がい者の通院やリハビリ等のため、医療機関等への送迎を行います。

◇地域包括支援センター事業

- ・町の委託を受け、高齢者が身近な相談ができる窓口として、支援が必要な高齢者やその家族、支援が必要と見込まれる高齢者に対して、保健福祉サービスが総合的に必要な支援を受けられるよう、各関係機関と連携及び調整を図りながら、地域包括支援センター事業を行います。
- ・「認知症初期集中支援チーム」の窓口として、認知症が疑われる人、認知症の人、及びその家族の支援を行います。
- ・高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活ができるよう自立に向けたケア会議に取組みます。また、運動機能保持のための事業を進めます。

◇生活支援体制整備事業

- ・町の委託を受け、事業を実施する上で、地域の多様な生活支援等サービス提供主体と連絡調整できる立場の者で、事業内容を適切に行うことができ、且つ、社会福祉協議会活動の枠組を超えた視点、地域の公益的活動の視点及び公平中立的な視点を有する者を「生活支援コーディネーター」として配置します。
- ・「生活支援コーディネーター」として、地域高齢者の日常生活のニーズを調査するとともに地域資源の状況を把握し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう取組みを行い支援します。

◇在宅介護支援センター事業

- ・町の委託を受け、地域包括支援センターのブランチ（地域相談支援窓口）として町内3地区（生田原・丸瀬布・白滝）に在宅介護支援センターを設置し、在宅の援護が必要な高齢者や家族、何らかの援護が必要と見込まれる高齢者に対して、保健福祉サービスが総合的に必要な支援を受けられるよう、各関係機関と連携し、調整を図りながら相談援助を行います。

◇高齢者共同生活支援施設運営事業（第1みのり荘、第2みのり荘 各定員9名）

- ・町の委託を受け、各施設に1名の援助員を配置し、24時間体制で入居者の食事や日常生活のお世話など入居者の生活支援を行います。

◇高齢者総合生活福祉センター管理運営事業

(高齢者総合生活福祉センター ほのぼの 定員20名)

- ・町の委託を受け、施設の管理運営を行い生活に不安のある高齢者が安心して生活できるように支援を行います。

◇障がい者（児）移動支援事業

- ・町の委託を受け、身体・知的・精神障がい者（児）を対象に社会生活上必要不可欠な外出の際の移動介護を行います。

◇在宅介護用品支給事業

- ・町の委託を受け、介護保険の要介護3～5の方及び重度の障がい者（児）を在宅で介護されている家族に対し、介護用品（紙オムツ等）をお届します。

◇生活管理指導短期宿泊事業

- ・町の委託を受け、介護予防及び生活支援を必要とする高齢者等を一時的に施設に宿泊させ要介護状態への進行を防止するとともに生活習慣等に対する指導を行います。

◇障がい者（児）短期保護事業

- ・町の委託を受け、障がい者（児）が介護者の理由により、一時的に介護を受けることができない場合に、施設に受入れを行います。

◇障がい者（児）居宅生活支援事業

- ・町の委託を受け、通所介護（デイサービス）施設を利用し、生活指導、日常生活動作訓練、入浴及び給食サービス等を行います。

◇要介護認定に係る調査業務

- ・介護保険の要介護認定のために、介護支援専門員が訪問し、面談をして調査業務を行います。

④道社協受託事業

◇日常生活自立支援事業

- ・北海道社会福祉協議会からの委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不足がある方が、安心し自立して地域生活が送れるよう、福祉サービス利用の援助を行います。

⑤社協独自在宅福祉サービス事業

◇在宅介護用品貸与事業

- ・在宅で生活する方のために、介護用品（ベッド、歩行器、シャワーチェア、ポータブルトイレ等）を無料（ベッドの搬送費は有料）で貸出を行い、生活に支障の

ある高齢者等が安心して生活できるよう支援をします。

◇介護用品支給事業

- ・町から委託を受けている在宅介護用品支給事業を補完するため、介護の必要な要介護 1 以上の方並びに重度の身体障がい者（児）を対象に、介護用品（紙オムツ等）を支給し、介護者の負担軽減を図ります。

◇はざま支援事業

- ・公的制度に該当することなく、日常生活に支障があり、何らかの援助が必要な高齢者等に対して、社協独自でデイサービス、ヘルプサービス、配食、洗濯などのサービスを提供し、可能な限り在宅での生活が送れるよう支援します。

◇日常生活支援サービス事業

- ・高齢者及び障がい者等が、安心して日常生活が送れるよう、本事業を利用しようとする者が社協と契約し、日常の金銭管理、書類等の預かり又は日常生活に関する一般的相談等を行い自立生活の支援をします。
- ・北海道社会福祉協議会から委託を受けている「日常生活自立支援事業」と連携を図ります。

◇有料老人ホームの運営（えにし 定員 10名）

- ・在宅と施設の「はざま」にいる介護を必要とする高齢者が入居する住宅型有料老人ホームを運営し、24 時間体制で食事や日常生活のお世話など入居者の生活を支援します。

◇おせち料理配付事業（生田原地区）

- ・満 70 歳以上の一人暮らしの高齢者で、年末年始を自宅にて一人で過ごされる方に希望を取り、一部自己負担をいただき、おせち料理の配付を行い、年末最後の安否確認を兼ねて食の自立を図ります。

◇年越し料理配付事業（丸瀬布地区）

- ・概ね 75 歳以上の高齢者で一人暮らし又は夫婦世帯で年越しを自宅で過ごされる方に希望を取り、一部自己負担をいただき、年越し料理の配付を行い、年末最後の安否確認を兼ねて食の自立を図ります。

◇高齢者等在宅生活サポート事業

- ・令和 4 年度より実施している新事業であり、既存の公的及び私的な制度だけでは対応がむずかしい日常的な“ちょっとした困りごと”に対し、地域住民が有償ボランティアとして在宅生活をサポートする会員制のしくみで、高齢者が住みなれた地域で在宅生活ができるように支援をします。

基本計画と実践項目

基本計画③）安心・安全のまちづくりの推進

地域の自治会が実践している小地域ネットワーク活動の日常的な高齢者や子どもに対する声かけや見守り活動は、コミュニティ形成に有効であり、また、地域と関係機関とのつながりは、防犯対策として効果を発揮するとともに災害時の対応にも大きな力を発揮します。

社協は、小地域ネットワーク活動を基盤としながら、「地域の福祉力」を高め、地域の自立を支える活動を支援します。

また、地域や関係機関と連携をして、地域住民が住みなれた地域で「安心して安全に生活できるまちづくり」共生型社会の実現を目指します。

更に、地域の権利擁護のため中核機関設置に向けた遠軽地区3町の関係機関で行う勉強会に参加するとともに、中核機関設置の場合は、参画を目指します。

（1）実践項目

①地域における声かけ・見守り活動の推進

◇小地域ネットワーク活動の推進

- ・高齢者等が住みなれた地域において、安心して安全に生活できる環境づくりのために、子ども、一人暮らしのお年寄りや高齢者世帯等への声かけや見守り活動を実施している自治会と連携を図りその活動を支援します。
- ・高齢者等が住みなれた地域において安心して安全に生活できる環境づくりのために、未実施地区や未実施自治会と協議し、小地域ネットワーク活動への取り組みを推進します。

◇在宅福祉サービス事業等を活用した声かけ見守り活動の推進

- ・配食サービス事業、外出支援サービス事業の既存事業を活用した声かけ・見守り活動を行い高齢者等の安否を把握します。
- ・訪問介護事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の職員による訪問や電話による高齢者の安否を把握します。
- ・訪問介護事業所が訪問の際に使用する車両に「悪質訪問販売監視車両」と印字したマグネットステッカーで啓発を行い、消費者被害の未然防止に努めます。

②地域における防災意識の向上

◇災害福祉研修会の実施

- ・予測できない自然災害に備えて、町の総合防災訓練での炊き出し訓練、D I G（図上訓練）などを用いた研修会を実施し、災害時の対応などを学習するなかで日常的な小地域ネットワーク活動へつなげます。
- ・各地域でキーパーソンとなる方々を対象に、予測できない自然災害に備え災害時に支援を行うための基礎的な考え方や留意事項等を中心に共通理解を図り、実際に被災した場合や被災支援者になった場合に対応できる事例を用いながら自覚とスキルを高め、日常的な地域活動へつなげます。

◇災害ボランティアセンター設置研修会の実施

- ・予測できない自然災害に備えて、実際に被災した場合や被災支援者になった場合に対応できる事例を多用しながら災害ボランティアセンターの設置等を学習し、いつでも対応できる体制づくりを行います。

③安心・安全のまちづくりの推進

◇地域の権利擁護のための活動の推進

- ・地域の権利擁護のため中核機関設置に向けた遠軽地区3町の関係機関で行う勉強会に参加します。

◇安心・安全のまちづくり体験コーナーの設置

- ・警察署、遠軽消防署、自治会等の関係機関の協力を得て、社協が主催する健康とふれあいの広場の会場内において体験コーナーを設置し、住民へ啓発活動を行います。

◇親子凧上げ大会の開催

- ・毎年5月に、太陽の丘えんがる公園を会場に、ボランティアが作成した「詐欺被害防止用啓発凧」などを使用し、ボランティアや遠軽警察署署員の協力を得て、地域の親子等が参加のもと「凧上げ大会」を開催し、特殊詐欺被害や防止や交通安全の啓発活動を行います。

◇絵手紙配付による声かけ

- ・サロン事業で作成した「特殊詐欺の被害防止」、「交通安全の推進」の絵手紙を、配食サービスの際に社協役職員と警察署署員が声かけをしながら配付し啓発を行います。
- ・町内金融機関等の協力を得て、店内で絵手紙のロビー展を開催し、啓発活動を行います。

基本計画と実践項目

基本計画 4) 地域に求められる社協づくり

地域における社協の役割と目的を共有し、地域福祉活動を主体的に推進するために、組織の強化及び充実を図ります。

そのためには、主体的、積極的かつ柔軟に活動できる職員の育成に向け、研修の強化や資格取得の促進を行います。

また、地域福祉実践計画に沿って事業を行い、事業の評価を行います。

その他、苦情処理や個人情報の保護など信頼される社協づくりに努めます。

(1) 実践項目

①地域福祉を支える社協の理解

◇地域福祉を支える社協として活動するためには、住民の理解と協力がなければ成し得ないことがあります。そのためには、自ら情報を発信し住民の理解を得ることが必要であり、紙面の工夫や記載内容の充実を図った社協だよりを発行し、全戸に配布して社協の理解と協力が得られるよう取組みます。また、ホームページにおいて社協の活動を発信します。

②多様な福祉の担い手との連携

◇複雑化する地域の福祉課題は、社協独自で解決できる状況にないことを踏まえ、地域にある施設経営型福祉法人、NPO法人、教育関連団体、経済関連団体等と連携し、地域福祉を推進します。また、これまで関わりの薄かった組織、団体とも連携し、地域福祉への理解と協力を広げていきます。

③組織の強化充実

◇社協の運営及び事業のあり方に関する意見交換や役職員研修を実施します。

- ・コンプライアンスの意識の強化
- ・地区福祉推進委員会の開催
- ・役員研修会の実施
- ・管理者会議等の開催（月1回）

④職員の育成及び資質向上・健康管理の強化

◇職員の育成及び資質向上と健康管理

- ・職員の資質向上のため各種研修を受講します。
- ・資格取得のための一部助成事業を継続します。
- ・資格取得のための福利厚生貸付事業を継続します。
- ・全職員の健康診断と健康管理（メンタルヘルスケア含む。）及び安全衛生委員会を開催します。

⑤安定した財政運営の確立、適正な財務運営

◇公費の適正な財源確保

- ・地域福祉を支える団体として公共性の高い事業を展開していることから、公費補助金（町運営費補助金）を町に働きかけ財源を確保します。
- ・町委託事業は、適正な事業費により受託し、健全な運営を行い財務の安定化を図ります。また、委託料の諸経費の見直しを町と協議して参ります。

◇介護保険事業の健全な運営

- ・介護保険制度に柔軟に対応しながら、事業の見直しを行い健全な運営を図ります。また、介護職員の資質向上を図り、良質なサービスの提供に努めます。

◇監査の実施

- ・監事の定例監査（四半期毎に1回）を受け、適正な財務運営を図ります。
- ・監事の小口現金・仮払金監査（年2回）を受け、適正な財務運営を図ります。

⑥社協活動資金（寄付金）の拡大と基金の効果的な運用

◇社協活動資金（寄付金）の拡大

- ・コロナ禍の影響や葬祭等の社会変化により、社協に対する寄付は、不安定な財源となっていますが、ホームページや社協だより等の広報活動を通じて社協活動の理解を深め積極的なPRを行い寄付金の拡大につなげます。

◇共同募金運動への協力

- ・役職員、地域住民、社会福祉団体やボランティアと連携を図り、共同募金運動を開催し、助成金の増額に努めます。

◇基金の効果的な運用

- ・法人運営のためには、基金が必要ですので、その基金を安全で効果的な運用に努めます。

⑦社協会員の拡大

◇地域福祉活動を推進していく中で、社協活動を支えてくれる会員を増やすことは重要であります。

そのためには、ホームページや社協だよりなどによる広報活動や、関係団体の集会に参加し、社協活動の理解を深め会員の拡大に努めます。

- ・遠 軽地区 自治会の協力をいただきながら、一般会員の加入促進に努めます。
 事業所等を訪問し、特別会員の拡大に努めます。
- ・生田原地区 事業所等を訪問し、特別会員の拡大に努めます。
- ・丸瀬布地区 事業所等を訪問し、特別会員の拡大に努めます。
- ・白 滝地区 事業所等を訪問し、特別会員の拡大に努めます。

⑧地域福祉実践計画の評価の実施

◇計画推進と実施

- ・社協の年次事業計画との整合性を持たせ、事業を実施します。

⑨苦情処理の対応

◇苦情の処理及び解決

- ・社協が行う各事業の苦情については、客観的にその背景や原因の究明を行い、各事業所と連携を図るとともに、苦情内容を共有し迅速な解決に努めるほか、第三者委員と解決策を講じます。

⑩個人情報保護の充実

◇個人情報保護の推進

- ・社協の各事業における個人情報の取り扱いについては、個人情報保護規程等に則り、職員の個人情報保護に対する意識の向上を図ります。また、外部からの情報についても、個人情報保護規程等と同様に取扱います。